

Rights of the Child

「子どもの権利」について

みんな幸せに生きる 権利がある！

一人ひとりかけがえのない存在である皆さんは、未来を担う千代田区の宝です。

千代田区では、皆さんが様々な経験を重ね、
夢や希望をもって健やかに成長できるよう、サポートを行っていきます。

皆さんは一人の人間として
尊重されるとともに、基本的人権が保障されています。



千代田区



世界中のすべての子どもは
子どもの権利条約で
守られている！



「子どもの権利条約」って何？

「子どもの権利条約」は、
世界の人たちで決めた、児童の権利に関する条約です。

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を、国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の子どもを権利のある主体と位置付け、大人と同様に“一人の人間としての人権”を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。条約は、前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。





「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」には、大きく分けて4つの原則があります。これらの原則は、それぞれの条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められている他の権利と常に合わせて考えることが重要です。

原則 1

命が守られ、成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

原則 2

子どもにとって最も良いこと

子どもに関することが決められる、行われる時は、「その子どもにとって最も良いことは何か」を第一に考えることと定められています。

原則 3

意見を表明し参加できること

自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮することが定められています。

原則 4

差別が行われないこと

子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。大切なのは、お互いの違いを認め、尊重し合うことです。

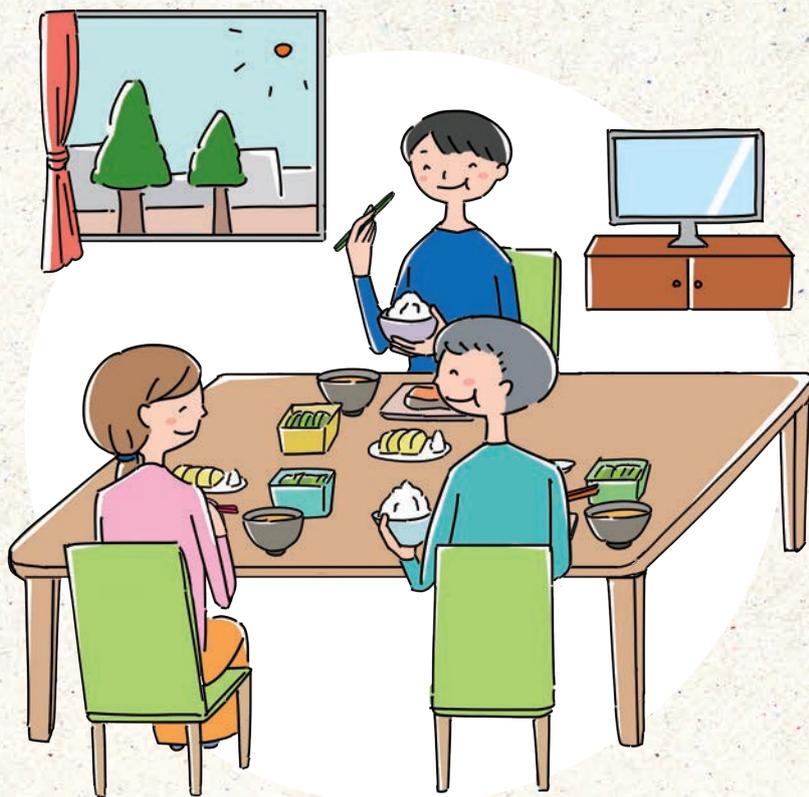
この原則をもとに、子どもの権利が定められています。「子どもの権利4つ」については、次のページをご覧ください。

生きる権利

〔安心して生きる権利〕

みなさんには、すべての人から大切にされ、健康で安全に生活を送る権利があります。
心や体が苦しくなったときは、一人で抱え込まず、周りの大人や友達に相談しましょう。

必ずあなたの力になってくれる人がいます。



命が守られ、
みんなから愛され
大切に育てられること

病気やけがを
したときに、
病院で医療を
受けられること

差別を
受けないこと

など

中学生
高校生の
皆さんへ

子ども一人ひとりに「生きる権利」があります。すべての人から大切にされ、病気やケガをしたときは、病院などで治療してもらえます。体や心が苦しくなったときは、一人で抱え込まないで近くの大人や友達にすぐ相談しましょう。

保護者の
皆さまへ

子どもの心や体の成長に合わせて適切な指導を行うことが求められます。子どももストレスを感じています。子どもの小さな変化を見逃がさないように注意することが大切です。

育つ権利

[心も体も豊かに育つ権利]

みなさんには、元気に育ち、教育をうけたり、友達と遊んだり、時には休んだりする権利があります。また、自分の考えや信じることの自由が守られ、自分らしく成長することができます。



一人の人間として
どこでも大切にされること

一人ひとりが
もって生まれた能力を
伸ばして成長できるよう、
十分な教育や生活の
支援を受けられること

安心できる場所が与えられ
ゆっくり休めたり、
遊んだりすることで
心身ともに成長できること

など

中学生
高校生の
皆さんへ

学校も一つの社会です。みんなが楽しく学校生活を送れるように、協力しましょう。さまざまなことに興味をもち、積極的に学ぶことは、よりたくましく成長する力を身に付けることにつながります。

保護者の
皆さまへ

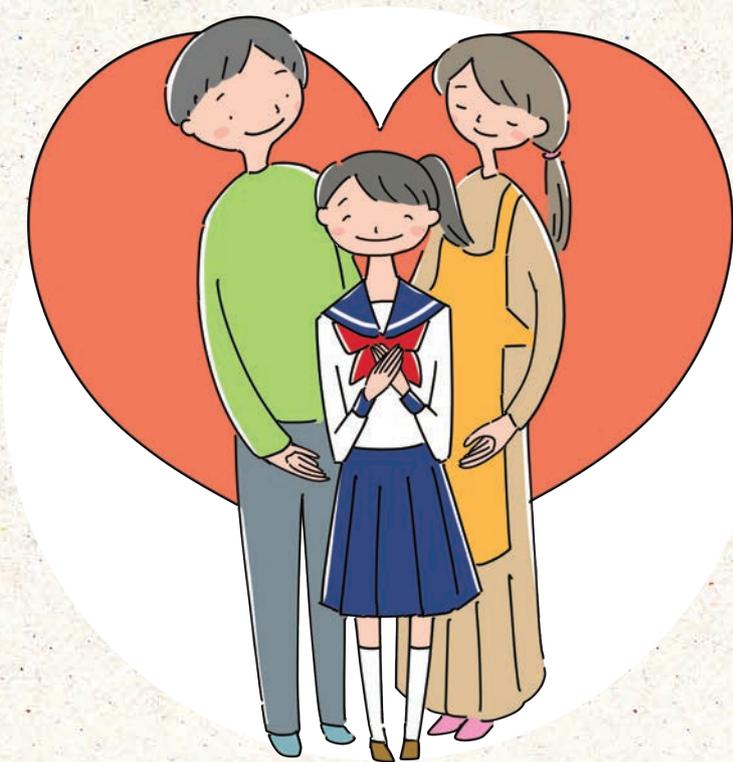
子どもとたくさん話をして、子どもが何をやりたいのか、知ることが大切です。自分の子どもと他の子どもを比較するのではなく、一人ひとりの個性を尊重して育ててあげましょう。

守られる権利

[自分を守る・守られる権利]

みなさんには、保護者や大人や友達から暴力を受けたり、心を傷付けられたり、
家族に放ったらかしにされることなどが無いよう、守られる権利があります。

自分や友達がそのようなことで困ったり悩んだりしているときは、信頼できる大人に知らせましょう。



いじめや体罰から
守られること

暴力を受けることや
虐待から守られること

人には知られたくない
自分の秘密を
守られること

など

中学生
高校生の
皆さんへ

みなさんは、いじめや暴力を受ける、虐待されるなどの被害を受けないよう、子どもの権利条約で守られています。もし、自分や友達がそのようなことで困ったり悩んだりしているときは、すぐに助けを呼びましょう。

保護者の
皆さまへ

すべての子どもは、大人と同じように人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。虐待や危険な目にあうことなく、安心してのびのびと暮らせるよう、周囲の大人が目配り、守ってあげる必要があります。

参加する権利

〔地域や社会に参加する権利〕

みなさんには、地域や社会の活動に参加する権利があります。

そのような場所で、自由に自分の意見を言ったり、
いろいろな方法で自分の考えを表現したりすることができます。

わがままや、自分の意見を無理やり通すのではなく、
相手の意見を聞き、受け止めることも大切です。



自分の意見や考え方を
いろいろな場所で
自由に言えること

自由に仲間を作ったり
みんなで活動したり
できること

など

中学生
高校生の
皆さんへ

みなさんも、社会の一員として地域の活動などに参加することができます。生徒会活動などでも積極的に意見を出し合い、地域のイベントやボランティア活動にも積極的に参加し、自分自身の視野を広げましょう。そういう機会が得られない場合は、頼れる大人に相談しましょう。

保護者の
皆さまへ

子どもの意見や行動を頭から否定するのではなく、子どもの年齢や精神の成長に応じて話をじっくり聞き、子どもの意思を尊重することが大切です。同時に、人を傷つけることや周囲に迷惑をかけてはいけないこともしっかり教えてあげましょう。

大人から嫌なことをされている



こんなこと身に覚えありませんか？

大人の人(親や知り合いの人、教職員など)から肉体的・精神的な暴力を受けたり、性的なことを要求されたり、大人から性的暴行を受けたことがある。そんな経験がある人はいませんか。他人には言いにくいことでも、一人で悩まず、思いきって下の相談窓口にご相談しましょう。やさしく親切に解決策を一緒に考えてくれますよ。

たたく、ける、なぐるなど
肉体的な暴力を受けている



性的な嫌がらせを受けている、
性的暴行を受けそうになった



過度な期待から勉強を強いられ、
成績が伸びないこと等について
プレッシャーをかけられる



相談内容の秘密は守ります。あなたの味方です。

家の人や大人から、いつも
イヤなことをされている。
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】子どもと家庭に関わる総合相談／千代田っこホットライン(24時間)

電話番号 **03-3256-8150**

【東京都】子供の権利擁護専門相談 話してみなよ-東京子供ネット-

電話番号 **0120-874-374**

※ 月～金 9時～21時、土・日・祝 9時～17時

【全国】親子のための相談LINE

LINE



※ 月～金 9時～23時(受付は22時30分まで)、
土・日・祝・年末年始 9時～17時(東京都の場合)



相談してみてもよかった

Case 2

こんな時はどうすればいいですか!?

周りの人と違い不安感がある



こんなこと身に覚えありませんか？

一人ひとり個性は違うのに、性別でヘアスタイルやファッションを限定される。
あるいは、古い常識や固定観念を無理やり押し付けられる。そんな経験はありませんか。
周囲の人とは違う自分らしさを認めて欲しいと思ったら、下の相談窓口にご相談しましょう。

男の子は男の子らしくと
スポーツや服装を
押し付けられる



女の子の制服はスカートと
決まっていたり女の子らしく
無理にスカートをはかされる



からだは男なのに
男性用トイレに入るのに
抵抗を感じる



何でもいから悩みがあったら教えてね。あなたの味方です。

自分らしさを認めてほしい。

そんなときは相談してみてもね。

相談窓口

【千代田区】千代田区男女共同参画センター MIW LGBTs相談(要予約)

予約電話番号 **03-5211-4316**

【東京都】Tokyo LGBT相談

電話番号 **050-3647-1448**

※ 火・金 18時～22時

LGBT相談@東京

※ 月・水・木 17時～22時

LINE



相談してみても
よかった

Case 3

こんな時はどうすればいいですか!?

いじめにあっている



こんなこと身に覚えありませんか？

最近、SNSによる相手を誹謗中傷する事件が増加し、大きな社会問題になっています。

顔が見えないためにエスカレートしてしまいがちともいわれています。

自分がされた場合を想像し、被害者にも加害者にもならないように気を付けましょう。

友達から
いじめられている



つい、誰かに
いじわるをしてしまう



クラスの中や学校で
いじめを見た



相談内容の秘密は守ります。

つらくても、ひとりじゃないよ！
そんなときは相談してみてね。

相談窓口

【千代田区】いじめ・悩み相談ホットライン(24時間)

電話番号 **03-3264-4397**

【東京都】いじめ相談ホットライン(24時間)

電話番号 **0120-53-8288**

【全国】児童相談所共通ダイヤルいちはやく(24時間無料)

電話番号 **189**

相談はとLINE@東京 **LINE**

※ 毎日15時～23時



相談してみてもよかった

Case 4

学校に行きたいのに、行けない



こんなこと身に覚えありませんか？

なんとなく学校に行くのが不安、勉強についていけない、友達がいなくて、クラスになじめない。

さまざまな理由で、不登校になっている子どもが多くいます。あなたはですか。

不安や苦痛を感じていたら、話しやすい下の相談窓口にご相談しましょう。

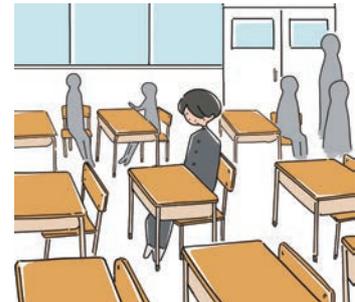
学校に行くのが不安、
学校に行っていない



朝起きられない、学校に行って
友達に会うのが不安



友達がいなくて、
クラスや学校に居場所がない



何でもいから悩みがあったら教えてね。あなたの味方です。

力が出なくて、なんとなく不安で、
学校に行きたいけれど行けないことは？
そんなときは相談してみよう。

相談窓口

【千代田区】児童・家庭支援センター 教育相談専用電話

電話番号 **03-3256-8140**

※ 月～金 10時～18時、土 9時～17時

【東京都】東京都児童相談センター 4152 (よいこに) 電話相談

電話番号 **03-3366-4152**

※ 月～金 9時～21時、土・日・祝 9時～17時

相談は LINE@東京 **LINE**

※ 毎日 15時～23時



あなたは一人じゃないからね。



千代田区

「子どもの権利」について

初版 第1刷 令和5年1月発行

第2版 第1刷 令和5年10月発行

編集・発行：千代田区教育委員会事務局子ども部子ども総務課
〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

TEL 03-5211-4273 FAX 03-3288-3420

制 作：日本印刷株式会社